「平塚市週休２日制確保モデル工事実施要領（土木工事)」に関するＱ＆Ａ

Ｑ１　週休２日制モデル工事における『土木工事』の定義について

Ａ１　ここでいう土木工事とは、「土木工事標準積算基準書（土木工事編)」、「土地改良工事積算基準（土木工事)」、「漁港漁場関係工事積算基準」及び「下水道管路管理積算資料」を適用して積算した工事のうち、神奈川県土木工事共通仕様書に基づき施工するものをいいます。

Ｑ２　令和６年８月１日以降、発注方式が『発注者指定型』に限定される旨改正された。従来規定されていた『受注者希望型』を廃止し、『原則、設計金額（税込）１億 7,000 万円未満の土木工事を対象とする』旨の記載も無くなったが、その経緯について確認したい。（修正問）

Ａ２　令和６年７月以降の県要領改正により、県要領から『受注者希望型』が廃止されました。本市においても令和６年４月からモデル工事を指定する際は原則『発注者指定型』によるものとしており、既に『受注者希望型』は例外的な取り扱いとしていたため、この度の県要領改正に併せて本市も『受注者希望型』を廃止することとしたものです。

また、1 億 7,000 万円以上の工事については条件審査委員会での審議や本契約のための議決を要することとなり、手続き上、慎重なスケジュール管理が必要とされ、受注者との調整や施工管理が難しいことも予見されていました。

しかし、1 億 7,000 万円以上の案件についても工事主管課及び契約検査課にて協議することで、週休２日制モデル工事の対象とするか、対象外とするか判断可能にしたことから、金額の記述は削除しました。

Ｑ３　県の実施要領で規定されている『交替制』工事について、本市が適用見送りとした理由を確認したい。（新規問）

Ｑ３　一般的に『交替制』工事とは、社会的要請や現場条件の制約等により現場閉所を行うことが困難な工事を対象に、対象期間において技術者及び技能労働者が交代しながら４週８休以上の休日を確保して行う工事をいいます。

例えば、トンネル工事等で昼夜を問わず 24 時間体制での作業を必要とし、土日祝日等の休日に作業が必要となる工事などがあげられます。

本市の今後の発注案件を考えても、上記のような条件に該当するような案件が直ちに見られない事、また、技術者及び技能労働者の稼働状況を詳細に確認する必要があり事務管理

が複雑化することで、通常の施工管理に支障をきたす恐れもあることから、今回は導入を見送ることとしました。

今後につきましては、県や近隣市町村の動向も踏まえて適宜、導入の可否を検討していきます。

Ｑ４　モデル工事を公告する際に、受注希望者に対してどのように周知するのか。また、通期の週休２日未達成の時に減額補正することについては入札参加希望者に対し周知するのか。（修正問）

Ａ４　公告の際に添付する『案件概要書』に週休２日制モデル工事（発注者指定型）であることを明記します。

なお、公告文では直接、通期の週休２日未達成の場合に減額補正を要するとの記載はしませんが、参照していただくホームページ上で注意喚起を行います。

Ｑ５　経費補正や工事成績評定への反映方法について確認したい。（新規問）

Ａ５　当初の設計金額において、実施要領「補足事項」（別添）により通期の週休２日の経費補正を行います。なお、月単位の週休２日の現場閉所を達成した場合は、請負代金額を増額変更し、通期の週休２日の現場閉所が達成できなかった場合には、請負代金額のうち当該補正分を減額変更することとなります。

工事成績評定については、月単位の週休２日または通期の週休２日を達成できた場合に１点の加点を行うこととし、月単位での週休２日達成に加え土曜日と日曜日も作業を実施しなかった場合（完全週休２日の達成）に限り、２点の加点を行うこととします。

なお、通期の週休２日が達成できなかった場合でも工事成績表の減点は行いませんが、明らかに週休２日に取り組む姿勢が見られなかった場合については－１点の減点を行います。

Ｑ６　工事成績評定での減点条件である『明らかに週休２日に取り組む姿勢がみられなかった場合』とはどのようなものが想定されるか。（新規問）

Ａ６　週休２日モデル工事の実績確認に必要とされる報告書類の著しい提出遅延や、虚偽報告など、受注者側による不誠実な行為が該当すると思われます。

該当すると思われるケースが確認された場合には、状況に応じて個別に判断します。

Ｑ７　発注者として、モデル工事を選択する基準は何か。

Ａ７　週休２日の実施には、工事全体の進捗状況を把握し、降雨などの影響や下請業者との調整も含めた綿密な工程管理が前提となります。

モデル工事を選択する際の設計金額の規定はありませんので、工事主管課において該当案件の技術者配置状況や工期などを総合的に考慮したうえで週休 2 日制工事の適用の可否を判断します。

なお、次のような場合にはモデル工事の対象外としています。

対象外工事

・　設計時に４週８休を考慮して工期設定していない工事

・　社会的要請等により早期の工事完成が望まれる工事

　　例）　災害復旧工事

　　例）　施設の使用など、供用時期が公表されている工事

・　作業可能期間が限られている等の工期にあらかじめ厳しい制限がある工事

　　例）　夏休み期間などを利用して行う工事

　　例）　海洋工事など気象条件や自然環境に大きく影響を受ける工事

・　その他、対応が困難と発注者が判断した工事

　　例）　土木工事標準積算基準における間接工事費の算定基準を適用しない工事

　　例）　通学時間帯の中断など地域社会からの要望が予想される工事

Ｑ８　対象期間に含まない年末年始６日間、夏季休暇３日間とは、具体的にいつなのか。

Ａ８　年末年始休暇期間は、１２月２９日から１月３日までの６日間、夏季休暇は個別に設定する３日間とします。夏季休暇の日程については監督員と協議して決めてください。

Ｑ９　「年末年始」「夏季休暇」期間に作業を行うこととなった場合、どのようにして現場閉所率を算定すればよいのか。（修正問）

Ａ９　「年末年始」と「夏季休暇」期間に現場作業を行うこととなった場合には、「年末年始」は６日間、「夏季休暇」は３日間となるように、別の日に現場閉所日を追加し、振替休日を設定する必要があります。振替日とその理由について事前に監督員と協議し、了承された場合には、振替日を含み「年末年始」は６日間、「夏季休暇」は３日間として、対象期間から除き現場閉所率を算定します。

Ｑ１０　実施要領４（7)「受注者の責に因らない現場作業等」とは、具体的にどのような作業なのか。

Ａ１０　次のような作業が考えられます。

・現場内で災害の発生が予想される場合の予防作業（立入禁止柵の設置、飛散防止対策等の第三者被害の防止作業など)、現場内における災害発生時の対応作業（交通開放のために土砂撤去等を行う復旧作業等）

・占用者（電気・ガス・水道）や国、県等発注工事との調整に伴い、土日に行う作業

・第三者による事故や住民対応等などで、土日に行う作業（例：商店街から休日施工を要望されて土日に作業する場合など）など

Ｑ１１　週末に、発注者からの指示で、受注者の責に因らない作業を行った場合は、どの様に休日を確保すればよいのか。

Ａ１１　受注者の責に因らない作業を週末に行った場合は、対象期間から除外（休日の取得計算から除外）するため、代替休日を確保する必要はありません。

Ｑ１２　午前中工事を実施して、午後雨天休工の場合、現場閉所日と扱えるのか。

Ａ１２　実施要領４（8)「現場閉所日」のとおり、一日を通して現場を閉所する日を現場閉所日と定義していますので、終日現場閉所しない場合には、現場閉所日として扱いません。

Ｑ１３　実施要領４（8）ただし書きの「現場管理上必要な保安等の巡回パトロール、通行規制に係る交通誘導、機器類の保守点検等」とは具体的にどのような作業か。

Ａ１３　具体的には次の作業が考えられます。

・現場内の定期的な巡回パトロール

・現場内で災害の発生が予想される場合の予防作業（立入禁止柵の設置、飛散防止・

・対策等の第三者被害の防止作業など)、現場での災害発生時の対応作業

・現場内に存置したポンプや発電機等の機器の維持管理や、重機等の保守点検

・現場内の交通誘導警備

Ｑ１４　降雨、降雪等による予定外の休工日は、現場閉所日として認められるのか。

Ａ１４　実施要領４（8）に記載のとおり、降雨、降雪、強風、波浪等により、現場で作業を行えない場合は、現場閉所日として扱います。

Ｑ１５　降雨で休工とした平日の振替として、週末（土・日曜日）に作業を行う場合の考え方について教えてほしい。

Ａ１５　週末（土・日曜日）に作業を行う場合があったとしても、実施要領４（7)「対象期間」の全体において、現場閉所割合が 28.5%（４週８休）以上となる場合には、実施要領４（4)「４週８休以上」の達成となります。

　なお、週末（土・日曜日）に一度でも工事を実施した場合は、発注者の指示で実施した場合を除き、実施要領４（3)「完全週休２日」は未達成となります。

Ｑ１６　祝日はどのように取り扱えばよいのか。

Ａ１６　祝日も平日と同様に扱い、祝日を休工とする場合には、現場閉所日として取り扱いします。

Ｑ１７　５月の「大型連休」中の休工日は、どのように現場閉所率の算定を行うのか。

Ａ１７　大型連休中の休工日は、現場閉所日とし、対象期間に含めて現場閉所率の算定を行います。

Ｑ１８　週休２日の確保を理由に、工期延伸は認められるのか。

Ａ１８　週休２日の確保を理由にした工期延伸は認められません。
ただし、次に示すような場合が生じた際は、必要に応じて工期延伸について監督員と協議してください。

・受発注者間で協議した工事工程の条件に変更が生じた場合
・著しい悪天候により作業不稼働日が多く発生した場合
・工事中止や工事一部中止により全体工程に影響が生じた場合
・その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合

Ｑ１９　工期延伸した場合の週休２日の考え方はどうなるのか。

Ａ１９　工期延伸した場合は、その分、週休２日の対象となる期間も延伸されます。
　延伸した期間も含め、試行要領３「用語の定義」に示す内容に基づき、週休２日の取組を実施することになります。

Ｑ２０　通期の週休２日が達成できなかった場合、工事成績評定において減点されるのか。（修正問）

Ａ２０　原則、工事成績の減点は行いません。ただし、明らかに週休２日に取り組む姿勢がみられなかった場合など、受注者側の不誠実な対応により通期の週休２日が未達成となった場合には減点を行います。
　なお、通期の週休２日が達成できなかった場合には、請負金額のうち当該補正分を減額変更します。

Ｑ２１ 工事途中で、通期の週休２日が達成できないことが判明した場合どの様に対応すればよいのか。（修正問）

Ａ２１　モデルの工事の途中で、通期の週休２日が達成できないことが判明した場合や、受注者から取組は困難であると伝達され、これを監督員が承諾した場合には、その日までの現場閉所状況を、「現場閉所履行報告書」（別紙 2）により監督員に報告することになり、減額の経費補正を行うこととなります。
　なお、達成が困難であることが判明した日以降も「現場閉所実績報告書」（別紙 1）の提出は必要です。

Ｑ２２　現場閉所率の達成状況は、月単位で確認、整理するのか。（修正問）

Ａ２２　対象期間中、現場閉所率を月単位で確認する必要があります。結果として通期の週休２日を達成し、かつ対象期間内の全ての月で週休２日を達成した場合には月単位での補正率を適用して増額補正を行うこととなります。（月単位の週休２日補正率が設定されていない積算基準の工事を除く）
　なお、通期の週休２日が未達成となった場合、当初計上していた通期の週休２日の補正率を除して減額補正をすることとなります。

Ｑ２３　モデル工事の対象外工事において、週休２日を達成した場合はどのように取扱うことになるのか。（修正問）

Ａ２３　発注時にモデル工事に指定されていないものは、通期の週休２日以上を達成した場合でも補正は行いません。また、成績評定の加点はありません。

Ｑ２４　現場完成日が工期の１０日前になってしまう場合でも、「現場閉所履行報告書」の提出は、現場完成日以降となるのか。

Ａ２４　原則として、工事完成通知予定日から２１日以上前を現場完成日として、現場完成日に提出していただくこととしています。

　このことから、工事の進捗状況により、現場完成日が２１日以上前より後になる場合であっても、「現場閉所履行報告書」については、完成通知日の２１日以上前に提出することといたします。この際、「現場閉所履行報告書」及び「現場閉所実績報告書」には、提出する日から現場完成日までの現場閉所予定日を記載したものを提出いただくことになります。

　なお、実際の現場完成日より以前に提出した「現場閉所履行報告書」及び「現場閉所実績報告書」と現場完成日以降に確認された実際の閉所実績に著しい乖離が生じた場合には、個別の事情を勘案し経費補正や加点の取り扱いを検討するものとします。

Ｑ２５　契約約款第２４条に基づく請負代金額の変更については、発注者と受注者が協議して定めるとしていますが、変更の協議はいつまでに行えば良いのか。

Ａ２５　監督員は、完成通知日の２１日以上前に提出された「現場閉所履行報告書」（現場閉所予定日を記載した場合も同様）により、現場閉所達成状況と達成状況に応じた請負代金額の変更について協議を行います。協議が整い次第、変更契約の手続きを進めることになります。

　なお、手続き完了後、完成通知日から１４日以内に完成検査を実施することになります。